

令和2年5月1日

ご利用者様・ご家族様

関係事業所様各位

## ケアマネジャー等の定期訪問について

いつも大変お世話になっております。コロナ禍の中、皆様如何お過ごしでしょうか。  
弊社は皆様が健康に過ごされている事を願いながら各職員が業務を行っております。

さて、弊社では、国の緊急事態宣言を受け、ケアマネジャー等（福祉用具担当職員の定期訪問や定期点検を含む）の月1回の定期訪問および担当者会議等に関しまして、各保険者（ご利用者様の居住区）の解釈もありますが、弊社としては下記の様な対応を基本とし感染拡大予防に努めたいと思っております。皆様のご理解、ご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

### 記

- 定期訪問及び担当者会議等におきましては、ご利用者様、ご家族様と相談の上、緊急事態宣言の期間及びそれに準ずる期間（厚労省から通知が出るまで）におきましては、電話等での状態確認等、必要な情報を収集させていただきます。
- 電話等での収集で対応しきれない場合やご本人、ご家族からの希望がある際には、なるべく短時間で訪問させていただき、その際には、感染予防対策（マスクの着用、アルコールや次亜塩素酸による手指の消毒、入室時の手洗い等）を行わせていただき、訪問対応させていただきます。

以上

なお、上記対応の根拠に関しましては、令和2年3月6日厚生労働省老健局から提示されました。「介護保険最新情報 NO.779」の問9及び11に記載された記載文（別紙1）となります。

弊社では、コロナ禍の状況下の中、どのように対応する事で皆様が安全安心に過ごしていただくかを考え、このような対応とさせて頂くことしました。ご不便をおかけする事が多々あるかと思いますが、何卒、皆様のご理解、ご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

株式会社ナイスケア

代表取締役社長

徳永 泰行

別紙 1)

厚生労働省老健局  
認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

介護保険最新情報 Vol.779

『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）』令和2年3月6日付

上記より抜粋

問 9

令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問9において、「なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。」とあるが、基準解釈通知の取扱いと同様か。

(答) 同様である。

問 11

居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。

(答) 可能である。